

諮問番号 令和4年度諮問第3号

答申番号 令和5年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため、棄却することが相当である。

第2 事案の概要

- 1 松戸市長（以下「処分庁」という。）は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定に基づき、平成29年6月1日付けで、審査請求人 ○○○○（以下「請求人」という。）に対して、平成29年度住民税の賦課処分（以下「本件処分」という。）に係る市民税・県民税納税通知書（以下「本件通知書」という。）を、請求人の給与支払報告書記載住所である松戸市○○○○（以下「本件住所」という。）に発送した。
- 2 請求人は、令和3年6月17日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、本件審査請求を提起し、本件処分の取消しを求めた。
- 3 処分庁は、令和3年9月17日付けで本件審査請求に対する弁明書を審理員に提出し、これに対して、請求人は、令和3年10月19日付けで反論書を審理員に提出した。
- 4 処分庁は、その後、令和4年4月18日付けで再弁明書を提出し、これに対して、請求人は、令和4年5月30日付けで再反論書を提出した。
- 5 処分庁は、その後、令和4年7月29日付けで再々弁明書を提出し、これに対して、請求人は、令和4年9月30日付けで再々反論書を提出した。
- 6 処分庁は、これらの弁明書において、本案前の弁明として、本件審査請求は、審査請求期間を徒過しており、審査請求期間を徒過したことにつき、行審法第18条第2項の「正当な理由」がないことから、不適法であるため、行審法第45条第1項の規定により、却下すべきであることを主張した。
また、本案の弁明として、本件処分には違法・不当な点はなく、本件審査請求に理由がないことから、行審法第45条第2項の規定により、棄却すべ

きであることを主張した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、令和3年6月17日付けで、審査請求書により、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めた。

(省略)

2 処分庁の主張（本案前の弁明）

処分庁は、令和3年9月17日付けで、弁明書を提出し、本案前の弁明として、おおむね次のとおり主張した。

(省略)

3 請求人の反論

請求人は、令和3年10月19日付けで、反論書により、おおむね次のとおり主張した。

(省略)

4 処分庁の再弁明

処分庁は、その後、令和4年4月18日付けで、再弁明書を提出し、おおむね次のとおり再弁明をした。

(省略)

5 請求人の再反論

請求人は、令和4年5月30日付けで再反論書を提出し、おおむね次のとおり主張をした。

(省略)

6 処分庁の再々弁明

処分庁は、令和4年7月29日付け再々弁明書を提出し、おおむね次のとおり主張をした。

(省略)

7 請求人の再々反論

請求人は、令和4年9月30日付け再々反論書を提出し、おおむね次のとおり主張をした。

(省略)

第4 審査会の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見とおおむね同旨であり、その要旨は、以下のとおりである。

1 認定事実

- (1) 請求人の平成28年中の合計所得額は、〇〇〇〇円であった。
- (2) 請求人は、平成28年〇〇月〇〇日、請求人を借主とする次の内容の賃貸借契約を締結した（なお、当時の請求人の住民票上の住所は、〇〇市請求人住所とされており、後記(5)の時点まで住民票の異動はなかった。）。

所在地 東京都△△区〇〇〇〇

(△△区請求人住所)

期 間 平成28年〇〇月〇〇日から平成30年〇〇月〇〇日まで

目 的 住居

- (3) 請求人は、平成28年〇〇月〇〇日、〇〇(株)を退職した（なお、請求人は、〇〇(株)に対し、本件住所を住所として報告していた。）。
- (4) 請求人の勤務先であった〇〇(株)は、法第317条の6第1項の規定に基づき、平成29年1月31日までに、処分庁に対し、請求人の住所を松戸市〇〇〇〇（本件住所）とする次の内容の平成29年度給与支払報告書を提出した。

ア 支払金額 〇〇〇〇円

イ 社会保険料等の金額 〇〇〇〇円

- (5) 請求人は、平成29年〇〇月〇〇日、住民票を次のとおり異動した（なお、同日以降、請求人の住民票の異動は令和4年〇〇月〇〇日時点においては確認できない。）。

前住所（転出）

〇〇県〇〇市〇〇〇〇

(〇〇市請求人住所)

住所（転入）

東京都△△区〇〇〇〇

（△△区請求人住所）

(6) 処分庁は、平成29年6月1日、請求人に対し、本件住所に次の内容の本件処分に係る本件通知書を発送した。また、本件通知書は、処分庁に返戻されなかった。

ア 給与収入 〇〇〇〇円

イ 総所得 〇〇〇〇円

ウ 差引普通徴収税額 〇〇〇〇円

(7) 処分庁は、平成29年〇〇月〇〇日、本件通知書にかかる督促状を本件住所宛てに発送した。また、同督促状は処分庁に返戻されなかった。

(8) 請求人は、令和3年5月6日、松戸市役所に来庁し、処分庁職員から本件処分を伝えられた。

同日、請求人は、処分庁職員に対し、「平成29年1月1日時点で松戸に住んでおらず、松戸で課税されるのはおかしい」旨の主張をした。

(9) 請求人は、令和3年6月17日、本件審査請求を提起した。

(10) 審理員は、令和4年1月5日付け「審査請求に係る質問について」と題する文書において、次の内容の質問をした。

「【質問事項】 貴殿から提出された令和3年6月17日付け審査請求書の「2 審査請求に係る処分があったことを知った日」に「なし」との記載があることに関する質問です。

【質問1】

貴殿は審査請求をされていますので、何らかの方法により本件処分があったことを知ったものと思われませんが、いつどのようにして本件処分があったことを知りましたか。具体的に述べてください。

【質問2】

本件処分があったことを知った日から3か月以上経過した後に審査請求を行った場合は、その理由を述べてください。」

(11) 請求人は、上記(10)の審理員の質問に対し、次の内容の回答をした。

ア 質問1に対する回答

令和3年〇〇月〇〇日、自宅にて郵便物の整理をしていたところ、処

分庁が差出人となっている税金滞納の督促状のようなものを発見した。その内容はまったく身に覚えのないものだったため、同年5月6日、松戸市役所にある市民税課の窓口を直接訪問し、事情を尋ねた。そこで担当職員から平成29年度住民税が滞納となっている旨、伝えられた。

平成29年度市民税・県民税納税通知書は、請求人に到達していない。

ゆえに、審査請求人が本件処分のあったことを知ったのは、まさにこの時（令和3年5月6日）であった。なお、令和3年6月17日付の審査請求書において「2 審査請求に係る処分があったことを知った日」に「なし」と記載したのは、本件処分に係る処分庁の意思表示が、その代表者たる松戸市長の名を以ってしては、今なお請求人に到達していないからである。

ところで、課税処分と徴税処分は別個の処分である。仮に徴税処分たる督促状などが請求人に到達していたとしても、その事実を以って請求人が本件処分について了知し得べき状態にあったとは言えないことを、念のためここに付記しておきたい。

イ 質問2に対する回答

請求人は令和3年6月17日付で本件処分に係る審査請求を提起している。請求人が本件処分のあったことを知ったのは、上記「質問1」に対する回答にあるように、（強いて言えば）同年5月6日である。

したがって、請求人が審査請求を行った日は、本件処分があったことを知った日から3か月を超えていないことになる。

2 法の仕組み

(1) 審査請求期間に関する法令

ア 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない（行審法第18条第1項）。

同法第19条に規定する審査請求書を郵便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない（同法第18条第3項）。

イ 通常の取扱いによる郵便又は信書便により法第20条第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する（法第20条第4項）。

(2) 本案に関する法令等

ア 市町村民税は、市町村内に住所を有する個人に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって課する（法第294条第1項本文及び同項第1号）。

イ 市町村内に住所を有する個人とは、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう（法第294条第2項）。

もつとも、当該市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない（法第294条第3項）。

ウ 1月1日現在において給与の支払をする者で、当該給与の支払をする際所得税法第183条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の同月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない（法第317条の6第1項）。

エ 個人の市町村民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする（法第318条）。

オ 道府県民税は、道府県内に住所を有する個人に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって課する（法第24条第1項本文及び同項第1号）。

3 当てはめ

(1) 請求人が本件処分の無効を主張している点について

前記第3の1(4)及び(5)のとおり、審査請求書において、請求人は、本件通知書が請求人に到達していないとして本件処分の無効を主張し、無効確認を求める訴えの利益について言及している。

行審法第46条第1項において、処分についての審査請求の認容は、「処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する」と規定されており、行審法には行政事件訴訟法第3条第4項及び第36条に規定する無効等確認の訴えに相当する規定はない。仮に請求人が、本件審査請求において本件処分の無効確認を求める趣旨であるとすると、不適法な審査請求であり却下相当であると判断せざるを得ない。

もっとも、請求人は、審査請求書記載の「審査請求の趣旨」において、「1記載の処分を取り消す」との裁決を求める。」と記載しているため、請求人は、行審法第46条第1項の規定による本件処分の取消しを求めているものと解して、判断するものとする。

(2) 審査請求期間について

処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない(行審法第18条第1項)ところ、「処分があったことを知った日」とは、「被処分者が処分書類等の交付、口頭による告知その他の方法により処分の存在や内容を現実を知った日」とをいうと解される(最高裁判所平成28年3月10日判決、福岡高等裁判所平成22年5月25日判決参照)。

以下、請求人が本件処分の存在や内容を現実を知った日について検討する。

前記1(6)のとおり、処分庁は、平成29年6月1日に、本件通知書を本件住所に発送した。

確かに、前記1(4)のとおり、請求人が平成28年〇〇月〇〇日まで勤務していた〇〇(株)から、請求人の住所が本件住所であると届出がされていたが、前記1(2)から(5)までのとおり、請求人は、平成29年〇〇月〇〇日に住民票の住所を〇〇市請求人住所から△△区請求人住所に移しており、同年6月1日当時の請求人の住民票上の住所は△△区請求人住所であつ

たこと、△△区請求人住所のアパートの賃貸借期間を平成28年〇〇月〇〇日から平成30年〇〇月〇〇日までとする賃貸借契約を締結していたこと、請求人の住所を本件住所であると処分庁に報告した〇〇(株)を退社してから既に〇〇か月という相当の期間が経過していることからすると、平成29年6月当時に本件住所(松戸市〇〇)に請求人が居住していたと認定することは困難である。

なお、平成29年6月当時に請求人が松戸市の住所(本件住所)に居住していなかったとしても、前記1(6)及び(7)のとおり、本件通知書及び督促状が返戻されなかったこと、前記1(11)のとおり、処分庁が請求人に発送した平成29年度住民税の滞納に係る郵便物が請求人宅に到達していたことからすると、転送等により本件通知が請求人に到達していた可能性はあるが、その場合、本件通知書が請求人に到達した時期を認定することは困難である。

しかしながら、前記1(11)のとおり、請求人は、平成29年度住民税の滞納に係る郵便物を受け取ったことから、令和3年5月6日に松戸市役所を訪れて、そこで担当職員から平成29年度住民税が滞納となっている旨を伝えられており、本件処分の存在に係る口頭による告知があったといえる。

また、前記1(8)のとおり、請求人は、令和3年5月6日に処分庁の職員に対し、「平成29年1月1日時点で松戸に住んでおらず、松戸で課税されるのはおかしい」という趣旨の主張をしており、かかる事実は請求人が本件処分の存在や内容を知っていたことを裏付けるものである。

加えて、前記1(11)の回答において、令和3年5月6日に本件処分を知ったと回答しており、これらを総合的に考慮すると、遅くとも同日には、請求人は、本件処分の存在や内容を現実知ったといえ、同日を「処分があったことを知った日」(行審法第18条第1項)として扱うものとする。

前記1(9)のとおり、請求人は、令和3年6月17日に本件審査請求を提起しており、「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月」(行審法第18条第1項)を経過していない。

(3) 本案審理

ア 本件処分の効力発生

行政行為の効力は、特別の定めがない限り、行政行為が相手方に到達したとき、すなわち相手方が現実にこれを了知し、又は了知し得べき状態におかれた時に発生すると解される（最高裁判所平成11年10月22日第二小法廷判決参照）。

請求人の平成28年中の合計所得は、〇〇〇〇円であり、平成29年度市県民税を課されることは当然に了知し得るし、請求人自ら勤務先であった〇〇(株)に本件住所を住所として報告していた（前記1(3)）のであるから、〇〇(株)が処分庁に給与支払報告書を提出すること及び処分庁が本件住所宛てに本件通知書を送達することは当然了知していたといえる。

その上で、本件住所に発送された本件通知書は返戻されておらず（前記1(6)）、請求人は、本件処分を前提とする平成29年度住民税の滞納に係る郵便物を受け取っており（前記1(11)）、令和3年5月6日に松戸市役所にて処分庁職員から本件処分を伝えられ（前記1(8)及び(11)）、同年6月17日に本件審査請求を提起しており（前記1(9)）、前記1(11)の回答において、令和3年5月6日に本件処分を知ったと回答していることから、これらを総合的に考慮すると、遅くとも同日には、現実に本件処分を了知し、又は了知し得べき状態におかれたといえ、本件処分の効力が生じたといえる。

イ 賦課期日における請求人の住所について

前記2のとおり、個人の市民税については市内に、個人の県民税については県内に住所を有する個人に対して均等割の額及び所得割の額の合算額によって課される。

平成29年度分の市県民税の賦課期日は平成29年1月1日であるところ、前記1(2)及び(5)のとおり、同日において、請求人の住民票の住所は〇〇市請求人住所にあったものの、請求人は実際には〇〇市〇〇に居住していなかったと認められる。

請求人は、前記第3の5（請求人の再反論書）のとおり、平成28年〇〇月〇〇日に運転免許証の住所を△△区に変更したこと及び平成29年1月1日における住所が△△区請求人住所であったことを主張するが、請求人から提出された証拠（交付日を令和元年〇〇月〇〇日とし、

住所を△△区請求人住所とする運転免許証の写し)には、平成28年〇〇月〇〇日に△△区請求人住所に住所変更した旨の記載がなく、当該運転免許証の写しからは、平成29年1月1日当時の請求人の住所が△△区請求人住所であると認定することはできない。

請求人は、前記1(4)のとおり、勤務先であった〇〇㈱に対し、住所が本件住所であると申告していたが、その後も当該住所変更の申告をせず、平成28年〇〇月〇〇日に△△区請求人住所のアパートの賃貸借契約を締結している(前記1(2))ものの、賦課期日である平成29年1月1日時点においても住民票を△△区請求人住所に移すことをしていなかった(前記1(2)及び(5))。

以上の事情を考慮し、処分庁が、「当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合」(法第294条第3項)の該当性を判断するに当たり、裁量権の逸脱濫用があったか以下検討する。

賦課期日である平成29年1月1日の請求人の住所につき、請求人が平成28年〇〇月〇〇日まで在籍していた〇〇㈱から、処分庁は、本件住所を請求人の住所地とする平成29年度給与支払報告書を法第317条の6の規定により提出されている(前記1(4))。

当該給与支払報告書に虚偽の記載をした場合には同法第317条の7の規定による罰則の規定もあることから、処分庁が、当該給与支払報告書には真正な住所が記載されているものと信頼したとしても、その判断が不合理であるとは言い難い。

加えて、前記1(3)の請求人の退職日(平成28年〇〇月〇〇日)から賦課期日である平成29年1月1日までの期間が僅か〇か月余りであったことも考慮すると、処分庁が請求人の平成29年1月1日時点の住所が、上記支払報告書に記載どおりの本件住所であると判断したことには一定の合理性があり、裁量権の逸脱濫用があるとは言い難い。

ウ 請求人の平成29年度の市県民税額

(7) 課税所得額

請求人の課税所得金額を計算すると、次のとおりとなる。

合計所得額 〇〇〇〇円 (前記1(1))

一所得控除合計額 〇〇〇〇円
= 〇〇〇〇円 (1,000円未満切捨て)

(イ) 市民税所得割額

〇〇〇〇円×6%＝〇〇〇〇円…①
調整控除 〇〇〇〇円×3%＝〇〇〇〇円…②
税額控除 〇〇〇〇円…③
市民税所得割額 ①－②－③＝ 〇〇〇〇円

(ロ) 県民税所得割額

〇〇〇〇円×4%＝〇〇〇〇円…①
調整控除 〇〇〇〇円×2%＝〇〇〇〇円…②
税額控除 〇〇〇〇円…③
県民税所得割額 ①－②－③＝ 〇〇〇〇円

(ハ) 平成29年度の均等割の課税額

市民税均等割額 3,500円
県民税均等割額 1,500円

(ニ) 小括

前記(イ)から(エ)までのとおり、請求人の市民税の合計額は〇〇〇〇円(〇〇〇〇円+3,500円)、県民税の合計額は〇〇〇〇円(〇〇〇〇円+1,500円)となり(法第20条の4の2第3項により、市民税及び県民税についてそれぞれ100円未満切捨て。)、平成29年度市県民税は、〇〇〇〇円(〇〇〇〇円+〇〇〇〇円)となる。

(4) その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 結論

以上のとおり、本件処分は法令等に従い、適正になされており、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、行審法第45条第2項の規定により、棄却することが相当である。

第6 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

令和5年3月 7日 審査庁からの諮問

令和5年4月 5日 審議

令和5年4月12日 審議